

小型薄利企業に対するより一層の税金軽減政策について

前回のニュースレターでも少し触れましたが、国家税務総局は2021年3月31日と4月7日に、「小規模納税者の増値税徴収免除政策の徴収管理問題に関する公告」(国家税務総局公告2021年第5号)及び「小型薄利企業と個人経営者発展のための所得税優遇政策実施に関する公告」(国家税務総局公告2021年第8号)を公表し、小型薄利企業に対するより一層の優遇政策の実施を決定しました。

それぞれの内容は従前規定を基本とし、税負担軽減の拡大及び適用期間の延長となっています。具体的な変更点の概要は、以下の表をご覧ください。

➤ 増値税

	国家税務総局公告2019年第4号 (従前規定)	国家税務総局公告2021年第5号 (新規定)
内容	小規模納税者に増値税の課税対象となる販売行為が発生し、月間販売額が10万元(四半期納税の場合は30万元)を超えない場合、増値税の徴収を免除する。	小規模納税者に増値税の課税対象となる販売行為が発生し、月間販売額が 15万元(四半期納税の場合は45万元) を超えない場合、増値税の徴収を免除する。
期間	明記なし	2022年12月31日まで

※新規定の公表により、従前の規定である2019年第4号公告は廃止されることとなります。

➤ 企業所得税

	国家税務総局公告2019年第2号 (従前規定)	国家税務総局公告2021年第8号 (新規定)
内容	小型薄利企業の年間課税所得額の100万元を超えない部分について、25%に減額して課税所得とし、税率20%を乗じて企業所得税を納付する。(実質税率5%)	小型薄利企業の年間課税所得額の100万元を超えない部分について、 12.5% に減額して課税所得とし、税率20%を乗じて企業所得税を納付する。(実質税率2.5%)
条件	国家制限及び禁止事業を行う企業ではない、かつ、課税所得額300万元以下、従業員数300名以下、総資産額5,000万元以下の3つの条件をすべて満たす企業を指す。	左記同様
期間	2021年12月31日まで	2022年12月31日まで

※年間課税所得額が100万元超から300万元までの年課税所得額の部分については、これまで同様に50%を課税所得とし、税率20%を乗じた企業所得税を納税することとされます(実質税率10%)。

初回罰則無しとする税務行政処罰について

国家税務総局は2021年3月31日、「税務行政処罰の初回罰則無しとするリストの公告」（国家税務総局公告2021年第6号）を公表しました。意図的ではないミスや行政資料の提出漏れなど、簡易的な事項については、初回の税務行政処罰を免除する旨明記しました。具体的な適用条件とリストの内容は以下の通りです。

➤ 適用条件

- (1) リスト記載事項が初めて発生した。
- (2) 危害の影響が軽微である。
- (3) 税務機関より発見される前に自発的に是正した、または税務機関の是正命令の期限内に是正した。

➤ 初回罰則無しとする事項のリスト

番号	内容
1	納税人が税務機関に対し全ての銀行口座番号を提出していない。
2	納税人が会計帳簿の設置と保管、または記帳証憑と関連資料の保管をしていない。
3	納税人が所定の期限内に納税申告や納税資料の提出を行っていない。
4	納税人が増値税専用装置を使用して発票を発行しているが、関連規定の期限内に発票発行データを主管税務機関に提出していない、かつ、違法所得はない。
5	納税人が発票管理法等の関連規定に従い発票を取得せず、発票の代わりに他の証憑を使用している、かつ、違法所得はない。
6	納税人が関連規定に従い発票を返納していない、かつ、違法所得はない。
7	源泉徴収義務者が源泉徴収に関する会計帳簿の設置と保管、または源泉徴収に関する記帳証憑と関連資料の保管を規定通りに実行していない。
8	源泉徴収義務者が所定の期限内に源泉徴収に関する資料の提出を行っていない。
9	源泉徴収義務者が関連規定通りに税込証票を発行していない。
10	国内組織及び個人が非居住者に対して工事作業または役務項目を提供する際に、関連規定通りに主管税務機関に対し関連事項を報告していない。

上記の公告は2021年4月1日より施行されています。初回の罰則がないからといって気を緩めず、関連規定を確認したうえで、行政手続はきちんと行うよう注意しましょう。



フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲 19 号楼 嘉盛 SOHO 10 層 A058 室 電話：+86-10-8524-0758 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州工業園区華池街 88 号 晉合広場 2 号 11 F 1176 室 電話：+86-512-8916-5176 担当：坂林 (SAKABAYASHI) mi.sakabayashi@faircongrp.com
上海総公司 上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店 (上海) 601 室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com	広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路 12 号 高德置地冬広場 H 座 1501 室 V80 電話：+86-20-3268-9966 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com
深セン分公司 深圳市福田區深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com	

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。